

みえの木製品コンテスト 2025 募集要項

第1 目的

三重県では、三重の木づかい条例に基づき、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を目指し、木材利用の推進に取り組んでいます。

また、脱炭素社会の実現に向けて木材利用の関心が高まっている今、より気軽に木づかいのできる環境整備が必要です。

本コンテストは、日常生活や事業活動で気軽に使用できる魅力的な木製品を表彰し、広く県民にPRすることで、木づかいの気運を醸成し、様々な場面での木材利用を推進することを目的とします。

第2 主催

三重県

第3 募集部門及び応募条件

募集部門	応募条件	
	部門別条件	共通条件
デイリーユース部門	家具、インテリア、雑貨、おもちゃ等の日常生活において使用できる木製品であること	・応募締め切りまでの間に商品化した、もしくは2026年3月までに商品化する予定の木製品であること ・価格、デザインが決まっていること ・応募者のオリジナル作品であること ・県産材（注1）を使用していること ・第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害しないこと ・各種法規制等に違反しないこと
ビジネスユース部門	オフィス・施設用家具、オフィス・施設用インテリア、大型・施設用遊具、事務用品、什器等の事業活動において使用できる木製品であること	

注1 県産材とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいいます。

※ 同一の木製品を2つの部門に同時に応募することはできないこととします。

第4 応募対象者

応募条件を満たす木製品の生産、製造又は販売を行う事業者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

1 暴力団が実質的に経営を支配する者

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 暴力団が実質的に経営を支配する者に準ずる者

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 5 募集期間

令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）から令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）まで

第 6 応募方法

- 1 応募は、応募フォームに必要事項を記載するとともに、応募作品の写真をアップロードしてください。
- 2 応募者は、応募にあたり、木製品の製作に関わる全ての関係者（加工業者、販売業者等）の同意を得たうえで応募してください。
- 3 応募の時点で、製品、作品又は試作品が完成しているものを応募の対象とします。
- 4 応募締め切り：令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）

第 7 審査方法及び作品の提出方法

1 一次審査

令和 7 年 10 月 12 日（日曜日）10 時 00 分から 16 時 00 分に三重県立熊野古道センター（尾鷲市向井 12-4）で開催される「みえ森林フェスタ 2025 尾鷲」（1,500 人来場想定）において、応募作品を展示し、来場者による現物審査を部門ごとに実施します。審査のため、以下により応募作品を提出してください。

(1) 作品の提出

郵送、発送又は持参により、(4) の提出先まで提出してください。提出に必要な費用は応募者で負担してください。

(2) 展示方法

応募作品とともに、応募時に記入いただいた作品名、作品紹介、コンセプト及び P R ポイントを記載した作品紹介札を会場に展示し、来場者は自由にこれらを見なが

ら審査できるものとします。

なお、個人情報、企業情報及び応募者が特定できる情報は紹介しません。

また、審査の公平性のため、応募者によるブースでの作品説明はできません。

展示に組み立てや高度な技術を要する作品は、応募者に対応を依頼する場合があります。

なお、フローリング等の内装材は、完成状態の製品を会場に展示することが困難です。ので、応募作品としてサンプル及び施工事例写真を展示します。そのため、(1)の作品の提出では、応募作品のサンプルを提出してください。また、応募時に展示用の施工事例写真を最低1枚は提出してください。

(3) 作品の移動、保管、返却

作品は、2の二次審査においても使用しますので、二次審査後(12月～1月頃)に郵送、発送又は持参により返却します。なお、一次審査から二次審査の間の運搬、保管及び返却に必要な費用は主催者が負担します。

(4) 作品の提出先

ア 郵送又は発送の場合

(ア) 提出先

〒519-3625 三重県尾鷲市向井 12-4

三重県立熊野古道センター 展示棟ホール気付

三重県農林水産部森林・林業経営課 行

(イ) 提出日

令和7年10月11日(土曜日)12時00分～16時00分の間に到着するように配達日時指定してください。

イ 持参の場合

(ア) 提出先

尾鷲市向井 12-4 三重県立熊野古道センター 展示棟ホール

(イ) 提出日

令和7年10月11日(土曜日)12時00分～16時00分の間に持参してください。

(5) その他

作品は、審査のみを使用目的に丁寧に扱いますが、破損、汚れ、紛失等が発生しても補償は致しませんので、予めご了承のうえ、ご提出ください。

郵送、発送又は持参の遅れにより、展示及び審査へ影響が発生しても一切配慮しませんので、予めご了承ください。

2 二次審査

審査員による現物審査を実施します。なお、表彰作品は、一次審査及び二次審査の両審査結果の合計により決定します。

3 審査基準

一次審査及び二次審査の審査基準は、第8、9のとおりです。

第8 審査基準（一次審査）

審査項目	審査のポイント
普及性	自身の日常や仕事に取り入れたいと思うか 木の良さが感じられるか
デザイン性	デザインが優れているか

第9 審査基準（二次審査）

審査項目	審査のポイント
普及性	日常生活や事業活動で気軽に活用でき、広く普及が期待できるか
	木の良さを感じさせ、利用者の木づかい推進が期待できるか
デザイン性	デザインが優れているか
	デザインに創意工夫が感じられるか
環境性	環境負荷への低減等に配慮されているか
経済性	経済的であるか

第10 結果発表及び表彰

- 1 審査終了後、応募者全員に審査結果を通知します。
- 2 表彰は次のとおりです。
 - (1) 最優秀賞 各部門1作品
 - (2) 優秀賞 各部門2作品程度
 - (3) 特別賞 数点（審査員が必要と認める場合）※審査結果等により各賞がない場合があります。
- 3 表彰式は、令和8年2月を予定しています。日時は決まり次第、受賞者にメール等にてお知らせします。

第11 個人情報及び応募作品の取扱

- 1 応募資料により取得した個人情報は、本コンテストに関連する業務のみ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- 2 応募に関する被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原著作者等の権利者から使用許諾・承認を得るものとします。
- 3 応募資料について、受賞作品に限り、主催者は本コンテスト結果の公表及びこれに関連する広報に限り、応募者の許諾を要することなく無償で使用するものとします。なお、個人のプライバシーを侵害する可能性のある情報は公開しません。

第12 その他

- 1 申込及び詳細につきましては、三重県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700298.htm>
- 2 使用言語は、日本語のみとします。
- 3 作品の応募については、複数応募していただいて支障ありません。この場合、作品ごとに応募してください。
- 4 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- 5 郵送、発送又は持参による破損、遅延については、主催者は責任を負わないものとします。
- 6 第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害すると判断されるものや、法令違反等の表彰にふさわしくない事項が判明した場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消す場合があります。
- 7 本選考に係る審査会の議事内容や審査員個人の評価等は、非公表とします。

第13 問合せ先

三重県農林水産部森林・林業経営課木材利用推進班

電話：059-224-2565 メール：shinrin@pref.mie.lg.jp